

## 会 議 録

### 1 会 議 名

平成14年度第1回住居表示審議会

### 2 議 題

(1) 平成13年度住居表示整備事業の完了について

(2) 平成14年度住居表示整備事業の実施計画について

### 3 開催日時

平成14年7月4日(木) 午後2時00分～3時00分

### 4 開催場所

市役所庁舎 15C会議室 (15階)

### 5 出席した者の氏名

(委員) 岡本博志会長 作本亘副会長 森本由美委員 敷田信代委員 宮本清志委員  
山平蓉子委員 豊島鈴子委員 鶴田伶子委員 西重機委員 福山俊光委員  
広瀬正道委員 (欠席委員1名)

(事務局) 総務市民局市民部長 前田市郎  
総務市民局市民部区政課長 本博子  
門司区役所総務部総務課長 井上勲  
小倉南区総務部総務課長 山本達臣  
八幡西区総務部総務課長 安永剛  
総務市民局市民部区政課指導係長 瀬脇隆  
小倉南区総務部総務課選挙統計係長 中川裕二  
総務市民局市民部区政課事務吏員 溝口美保

### 6 議事の概要

平成13年度住居表示実施状況及び平成14年度住居表示実施予定を事務局より説明。

### 7 会議経過

市民部長： 大変ながらくお待たせいたしました。それでは時間になりましたので、平成14年度の第1回住居表示審議会を開会させていただきます。

私、本日の司会を務めさせていただきます。総務市民局市民部長の前田でございます。よろしく申し上げます。今年の4月1日の人事異動で総合保健福祉センター次長の職からこちらの方に参りました。よろしく申し上げます。今回から審議会の事務局長を務めさせていただきます。

今回、委員さんのうち8名の方が3月で任期満了となっておりますが、引き続き、委員さんとして委嘱をお願いします。辞令書につきましては、既にお手元にお配りしておりますのご了承ください。よろしく申し上げます。又、昨年まで委嘱をお願いしておりました西日本電信電話株式会社の斎藤委員さんは勤務のご都合で委嘱をご辞退されましたので今後は12名の委員さんでご審議をお願いします。

市民部長： また、4月の市の人事異動に伴いまして事務局員も変更になっております。ご紹介させていただきます。

区政課長： 区政課長の 本でございます。小倉北区役所の納税課のほうから参りました。不慣れではございますが、よろしくお願いいたします。

市民部長： 続きまして、住居表示事業の実務を担当しております各区の総務課長を紹介させていただきます。本日は、平成14年度の新規事業予定区の総務課長が出席しております。

門司区総務課長： 門司区総務課長の井上でございます。よろしくお願いいたします。

小倉南区総務課長： 小倉南区総務課長の山本でございます。よろしくお願いいたします。

八幡西区総務課長： 八幡西区総務課長の安永でございます。よろしくお願いいたします。

市民部長： 続きまして、本日の会議の出席者数でございます。委員12名中11名がご出席でございます。従いまして北九州市住居表示審議会規則第7条第1項の会議の開催に必要な過半数の出席という条件は充たされておりますので会議は成立しております。

議事に入ります前に、会議の公開についてご説明をさせていただきます。「付属機関の会議の公開に関する要綱」をご覧ください。平成13年6月1日から「付属機関等の会議の情報提供に関する要領」が施行され、昨年度の第1回審議会で会議の公開について、ご了承いただいたところでございますが、この度、「付属機関の会議の公開に関する要綱」が施行され、会議の傍聴についての規定が新たに定められました。要綱の第6条をご覧ください。付属機関の会議の公開についてはあらかじめ傍聴を認める定員を定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとするということでございます。あらかじめの定員とはそれぞれの会議で会場等に見合う人数を定めるということでございまして、本日5人の席を用意致しておりますが、傍聴の希望者はございません。要綱の次に傍聴要領をお付けしております。これは事前に会長と協議の上、傍聴にあたっての手続き等を定めさせていただいたものでございます。傍聴要領につきまして簡単にご説明しますと、傍聴の手続き、それから遵守事項、これは1～7項までございます。それから会議の秩序維持の為の規定を2項目設けてございます。この内容についてご了承願いたいと思います。よろしゅうございましょうか。

(「はい」との声)

市民部長： ありがとうございます。

また、同要綱の第3条に、付属機関の会議は原則公開とする。但し、次に掲げる場合は付属機関の決定により公開しないことが出来る、という規定がございます。公開すると個人の権利利益を害する恐れがあるなど、その規定に該当する場合、非公開の決定につきまして、第4条により会長に御一任いただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」との声)

市民部長： ありがとうございます。

では、会長よろしくお願いいたします。

会長： 今、会議の公開の要綱についてご説明がありましたが今すぐということではありませんので、条例の第7条(不開示情報)に該当する項目については資料として皆様方にお配りしていただく方がよかったかと思えます。次回には、用意しておいてください。

お手元に議題を示しております。第1が「平成13年度住居表示整備事業の完了について」で、第2が「平成14年度住居表示整備事業実施計画について」です。

まず、第1の「平成13年度住居表示整備事業の完了について」を議題といたします。これについては事務局から説明をお願いします。

区政課長： それでは、事務局の方からご説明させていただきます。まず、本年度の住居表示審議会のスケジュールについてご説明いたしたいと思えます。

(スケジュールの説明)

それでは続きまして、住居表示整備事業の実施状況についてご説明します。

(住居表示整備事業実施状況について説明)

続きまして、平成13年度住居表示整備事業についてご説明いたします。資料5をお開き下さい。実施いたしましたのは門司区と八幡西区の2区でございます。実施の総面積は1.6055km<sup>2</sup>、世帯数1117世帯でございます。各区別の内訳でございますが、まず門司区は吉志地区で面積0.69km<sup>2</sup>、世帯数916世帯でございます。14年6月1日をもって実施いたしました。次に八幡西区でございますが永犬丸・則松地区で面積0.915km<sup>2</sup>、世帯数199世帯、14年6月1日をもって実施いたしました。現在この地区につきましては、住宅の分譲中でありまして、最終的には1500世帯が入居する予定でございます。次に野面地区でございますけれども、面積は0.0005km<sup>2</sup>、世帯数は2世帯、本年の6月1日をもって実施いたしました。

以上平成13年度の住居表示整備事業の説明を終わらせていただきます。

会長： ただ今、ご説明をしていただきましたが、なにかご質問はございませんでしょうか。

作本委員： 前回言っていた野面地区ね、会議の後、その2戸を見に行ったんです。早く実施しないといけないな、と思いました。反対しているとか、それは解決したんですか。

指導係長： 野面地区は星ヶ丘七丁目に隣接した2戸の方から変えて欲しいというご要望がございまして、実施したわけです。

会 長 : 他になにかございませんか。それでは、ただ今の報告については了承ということでよろしゅうございますね。では、「平成13年度住居表示整備事業の完了について」は終了いたします。

では次に「平成14年度住居表示整備事業実施計画について」でございますが、これは2回以降の審議会で諮問を受けて、審議し答申をするという予定でございますので、本日は実施地区の説明のみとなりますが、これについて再び事務局から説明をしていただきます。

区 政 課 長 : それでは14年度の実施計画についてご説明いたします。資料の7をお開き願います。実施いたしますのは門司区・小倉南区・八幡西区の3区でございます。実施総面積は1.75k<sup>2</sup>世帯数435世帯でございます。詳細につきましては各区の総務課長がご説明いたします。はじめに門司区の総務課長からご説明申し上げます。

門司区総務課長 : それではご説明させていただきます。位置は門司区の新門司地区、大字吉志の一部でございます。13年度に実施しました住居表示地区の北側に隣接する地区でございます。その地区に関しましては、吉志土地区画整備事業といたしまして現在整備しております。その事業地内の一部と、隣接します既存集落を合わせて実施したいと考えております。面積は、約0.19k<sup>2</sup>、世帯数は既存集落、約70世帯。区画整備事業地区につきましてはまだ確定しておりませんが約280世帯となるのではないかと考えております。まだ若干変動があるかと思いますが、そういうところでございます。以上でございます。

区 政 課 長 : 続きまして小倉南区の総務課長よりご説明申し上げます。

小倉南区総務課長 : 小倉南区は3箇所ございます。まず大字長行の一部でございます。位置は小倉競馬場から西へ約2.3km、小倉北区・八幡東区に囲まれた小倉南区の高野四丁目に隣接する地域でございます。ここは小倉南区蒲生から山あいを八幡東区槻田に抜ける市道、高野・長行1号線通称平原林道と言いますが、ここに沿ったところでございます。面積は0.07k<sup>2</sup>、対象世帯数は5世帯でございます。続きまして、大字新道寺の一部でございます。これはいわゆる平尾台と呼ばれている地域でございます。面積は1.28k<sup>2</sup>、世帯数は60世帯でございます。対象地は平尾台の集落、平尾町内会それからハートランド平尾台の計画地、それから鍾乳洞の仙仏洞、目白洞を含んだ地域を予定しております。続きまして、大字貫の一部でございます。位置的には、九州自動車道小倉東インターから南に約3.5km、貫山のふもとに位置する所でございます。貫弥生が丘の第2期開発ということで、造成完了後の面積は0.11k<sup>2</sup>、世帯数は161世帯を予定しております。現在のところ本年10月に造成が完了しまして、来年1月から分譲開始と聞いております。以上でございます。

区 政 課 長 : それでは、続きまして八幡西区の総務課長からご説明申し上げます。

- 八幡西区総務課長 : 八幡西区役所総務課長の安永でございます。  
八幡西区の平成14年度住居表示実施予定地域は1ヵ所でございます。八幡西区の北西部に位置する大字浅川の一部でございます。JR折尾駅から北西へ約2キロメートル離れた地域になります。この浅川地区は既に住居表示が、周辺は済んでおりまして、浅川台一丁目それから浅川日の峯一丁目、浅川一丁目及び浅川二丁目に囲まれました、空洞になった地域でございます。市道頓田折尾線それから市道121号線で囲まれた地域でございます。実施予定面積は0.1km<sup>2</sup>でございます。所帯数は300所帯でございます。以上でございます。よろしく願いいたします。
- 会 長 : それでは、何かご質問はございませんか？
- 敷田議員 : 大字浅川の所ですが、これで大字浅川は全部無くなると理解してよろしいでしょうか。まだ、大字浅川というところは残るのでしょうか。
- 八幡西区総務課長 : 大字浅川が無くなるかどうか確認は出来ていないのですが、おそらくまだ、これで全部済んだという事にはならないのではないかと思います。
- 会 長 : 資料に一部とありますから、残るといふことでしょうかね。
- 作本委員 : 新道寺とは、先ほどの説明では平尾台ですね。平尾台とは上の方でしょう。新道寺の下の方はまだ出来てない訳でしょう。どうして、上の方だけ実施するのですか。
- 小倉南区総務課長 : 平尾町内の方から、上の方、平尾というのが大字新道寺では不自由があると、町内としてまとまりがあつてですね、台上の部分だけですが、早めに実施してもらいたいと要望がありました。
- 作本委員 : 要望があつた訳ですね。  
それから長行の一部、長尾校区ですね。あそこはかなりの戸数があるんですが、ここだけが残っていたのですか。
- 小倉南区総務課長 : 市道より南側と言いますか、下の方は全部住居表示が終わっております。今回の実施予定区域は、市道を拡幅する関係で市道より山手側に移転した世帯でありまして、移転した後、住居表示外になったというようなこともございまして、今回追加という形をお願いした訳です。
- 会 長 : では、他になにか。
- 作本委員 : 貫も、先のほうだけのようですが、他の部分は住居表示が終わっているのですか。
- 小倉南区総務課長 : 貫弥生が丘は家が建っている部分は全部住居表示が終わっておりまして、造成で土地が出来つつある、10月に完成するんですが、その

部分の実施を今回計画しています。

作 本 委 員 : 下の方は、住居表示終わっているんですね。

小倉南区総務課長 : 開発をしている区域は住居表示が終わっているのですがけれども、前から住んでおられるところはまだ住居表示されてない部分が残っております。

作 本 委 員 : 以前から渡辺議員が度々言われてたんですよ。貫と朽網の方がまだまだ遅れているのではやく実施しましょう、と。なるだけ、早くしてあげるように努力しましょうよ。

小倉南区総務課長 : はい。わかりました。

門司区総務課長 : 門司区吉志の一部ということで先ほどご説明差し上げましたけれども、既存集落が70世帯、計画戸数が280という数字を出しましたけれども、来年の住居表示を実施する時点では70世帯でございます。売り出しは来年の10月くらいを考えております。補足させていただきます。

森 本 委 員 : 北九州市では大体いつ位までに住居表示を完成させようということ考えているのでしょうか。長期的にどれくらいみているのかお聞きしたいと思ひまして。大体の目安でもいいですが。

指 導 係 長 : 住居表示事業がはじまりまして、かなり年数が経っており、住居表示の実施率も既に96%を超えまして、全世帯に対する割合も充実しています。

住居表示の制度が出来ました当時、国の基準は、市街地域について実施していくというものですが、北九州市は市街地域については、完了に近い段階でございます。あとは、以前から話題になっております市街化に近いような、例えば曾根新田でありますとか、あるいは西港地区とかそういったところまでも対象にして広げていこうじゃないかといった考えがございます。いつ完了というのではなくて、市街化されてない部分までも、出来ましたら広げていこうという考えで現在進めているところでございます。

区 政 課 長 : かなり実施率が高いので、これが100に限りなく近くなるには、今言いました様に市街化調整区域等も徐々にやっていくということでございますので、年数はまだ若干かかるのではないかと考えております。

森 本 委 員 : なるべく出来るところはやっ飛ばさおうという事で理解してよろしいでしょうか。

区 政 課 長 : そのようにご理解されてよろしいかと思ひます。

森本委員： 作本委員がおっしゃったのを聞いて私もそうだなと思ったのが、南区を歩いていて、結構大字区域が目につくんですね。だから、どうなっているのかな、と思ってお聞きしました。

指導係長： 大字地区というのは、住居表示を実施する場合に技術的に難しい場合がございましてそれがクリア出来て、しかも地元の要望が強い、といった所を対象に考えられると思います。それから、今現在市街化されていなくても、開発行為というのは常におこなっておりますので開発で市街化されていく地域については当然、住居表示事業は今後も基準どおり続けられていくのではないかと考えております。

会長： 大字の区域で、現在のところ急いでくれと言われている要望がどの程度あるのか、もし把握していたら教えてください。

指導係長： 現在地元から強い要望というのが、現在計画に挙がっております、新道寺の平尾台の住民であります。また、地元の総務課のほうで立てる将来計画の中には何箇所か挙がっているところはございます。

会長： 他にございませんか。

宮本委員： 若松と八幡西の境界のところは何か進展がありますか。

指導係長： 地権者の強い反対がございまして、やはり前には進めませんで、今回の計画からは外されています。住居表示地区としては、実際そこを住居表示した方が入ってこられる方はよろしいかと思えます。ただ、無理やり反対を押し切って強行するというのも非常に、地元のかたには強い不満が残るだろうと思えますので、そこら辺、調整しながらやっていくのが今後の課題ではないかと考えております。

宮本委員： 確か、新しい道が出来たのでしょうか。

指導係長： 境界にわたりまして開発行為を行ない、道を作ったものですから、住居表示の基準どおり道に沿って区切ろうと思いましたら、八幡の人は八幡に、若松の人は若松に...と従来から若松の人はいやだと...

宮本委員： 時間がかかるのでしょうか。

鶴田委員： そういう区の境界にまたがる部分で、もし警察への要請があるときはどういう状態で要請するのですか。

西委員： 消防と一緒に、セクト主義でなくどこでも受け付けます。区役所もそうですね。たらいまわしにするな、という事で。110番相談は、県下全部福岡に入りますが、最も近い所轄に連絡が行きますので、そういったことでのご心配は要りません。

ただ、学研都市とか新空港、それと響灘の大水深辺りの、ああいふ区域はあまりにも広いから、問題があったときのことを心配していま

す。事件発生地はどこだ、となった時に場所を特定するのが大変です。また最終的な責任区域をどうするのかということ、学研都市あたりについても消防とあわせて検討しました。あと、所轄の管轄の問題もあります。市民のサイドに立ってですね、一番ベターな方向で。もちろん我々もそういう体制ですけれども。市民の皆さんは心配なく。110番したら、どこでも行きます、住民本位ということで対応しますから。最終的に住居表示はきちっとしてもらいたいと思います。将来的にですね。

会 長 : ほかにはございませんか。  
では、以上をもちまして、本日の議題については終了いたします。何かこの際ご発言はございませんか。事務局の方から何かございますか。

市 民 部 長 : 本日は各委員さんの方から、貴重なご意見をありがとうございました。各委員さんのご意見を参考にさせていただきながら、住居表示事業をすすめさせていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

会 長 : では、これをもちまして、本日の審議はすべて終了いたします。ご協力ありがとうございました。

8 傍聴者  
0名

9 問い合わせ先  
総務市民局市民部区政課指導係 (瀬脇、溝口)  
電話番号 093-582-2107